

IV 関係団体の概要

1 公益財団法人パシフィック・ミュージック・フェスティバル組織委員会

(1) 設立年月日

平成 14 年 4 月 1 日

(2) 設立目的

パシフィック・ミュージック・フェスティバルを通じて、若手音楽家に対する世界最高水準のオーケストラ教育を軸にした教育を実施するとともに、その成果を広く一般に提供し、併せて演奏会その他の音楽の普及に関する事業を行うことにより、次代を担う若手音楽家を育成し、我が国の芸術文化の発展及び向上を図り、もって音楽を通じて世界平和に貢献することを目的とする。

(3) 基本金

136,760 千円（札幌市出資額 100,000 千円、出資割合 73%）

(4) 事業概要

- ① 世界各国から選抜した若手音楽家に対する世界最高水準の教育の実施及びその成果の発表
- ② 世界最高水準の音楽家等による演奏会の開催
- ③ 一般への音楽教育の公開その他音楽の普及に関する事業

(5) 役員名簿

（令和 7 年 6 月 30 日現在）

役 職 名	氏 名	所属団体・役職名等
理 事 長	秋元 克広	札幌市長
常 務 理 事	村山 英彦	元札幌市経済観光局長
理 事	井手 詩朗	国立音楽大学副学長
理 事	近藤 保博	京都市交響楽団顧問
理 事	佐保田 昭宏	株式会社北海道新聞社 執行役員 企画室長
理 事	知野 学	札幌市市民文化局長
理 事	松岡 祐治	株式会社ヤマハミュージックジャパン代表取締役社長
理 事	向井 諭	弁護士法人向井・中島法律事務所弁護士
監 事	水野 克也	公認会計士（税理士法人札幌中央会計代表社員）
監 事	水落 隆志	札幌商工会議所常務理事

2 公益財団法人札幌市芸術文化財団

札幌からの新しい芸術文化の創造を目指し、芸術文化に関し、広く一般に、参加と鑑賞の機会を提供するとともに、優れた創作活動の奨励を図り、もって市民の豊かな情操の涵養と我が国の芸術文化の向上発展に寄与することを目的とする。

(1) 財団の設立

昭和 61 年設立の（財）札幌芸術の森と、昭和 52 年に設立の（財）札幌市教育文化財団が、文化行政の一元化のため統合し、平成 11 年 4 月 1 日から（財）札幌市芸術文化財団へ名称を変更した。また、札幌市の出資団体改革プランにより、平成 19 年度から（財）札幌彫刻美術館と統合した。

公益法人制度改革を受けて、平成 25 年 4 月 1 日付で公益財団法人へと移行した。

(2) 主要事業

平成 30 年 4 月 1 日から令和 5 年 3 月 31 日までの期間、札幌芸術の森、本郷新記念札幌彫刻美術館、札幌コンサートホール、札幌市教育文化会館及び札幌市民ギャラリーの 5 施設の指定管理者として指定を受け、施設の管理運営と施設を活用した文化芸術振興のための各種事業を実施した。引き続き、令和 5 年 4 月 1 日から令和 10 年 3 月 31 日までの期間においても、5 施設の指定管理者として指定を受けている。

また、平成 30 年 10 月開館の札幌市民交流プラザ（札幌文化芸術劇場及び札幌文化芸術交流センター）の指定管理者として指定を受け、平成 28 年度から開設準備、平成 30 年 10 月からは管理運営、各種事業を実施した。引き続き令和 7 年 4 月 1 日から令和 12 年 3 月 31 日までの期間においても、指定管理者として指定を受けている。

(3) 役員名簿

(令和 7 年 7 月 1 日現在)

役 職 名	氏 名	所属団体・役職名等
代表理事 (理 事 長)	秋 元 克 広	札幌市長
代表理事 (副理事長)	石 川 義 浩	(公益) 札幌市芸術文化財団 副理事長
理 事	阿 部 典 英	美術家
理 事	雨 貝 尚 子	北海道教育大学 名誉教授
理 事	大 川 壽美子	書家、藤女子大学 元教授
理 事	太 田 晃 正	劇場プロデューサー
理 事	奥 岡 茂 雄	美術評論家
理 事	知 野 学	札幌市市民文化局長
理 事	廣 田 恭 一	札幌商工会議所 専務理事
理 事	本 郷 弦	俳優
監 事	佐 藤 昭 彦	弁護士
監 事	田 瀬 祥 夫	(一社) エリアクラフト北海道 代表理事 公認会計士

V 札幌市文化芸術基本条例

平成 13 年に「文化芸術振興基本法」（平成 13 年法律第 148 号）が制定されたことや、平成 19 年に「文化芸術の振興に関する基本的な方針（第 2 次基本方針）」が閣議決定されたことを背景として、本市の文化芸術議員連盟を中心に条例案をまとめ、全議員の提案により「札幌市文化芸術振興条例」が可決・成立した（平成 19 年 4 月 1 日施行）。

また、平成 29 年 6 月に、国において、文化芸術の振興にとどまらず関連分野における施策を「文化芸術振興基本法」の範囲に取り組むなどのための改正が行われ、題名が「文化芸術基本法」とされた。

これらを踏まえ、本市でも、関連分野と連携した施策も条例の対象となることをより明確にする等のため「札幌市文化芸術振興条例」を改正し、題名を「札幌市文化芸術基本条例」とした（平成 29 年 12 月 13 日施行）。

札幌市文化芸術基本条例（平成 19 年条例第 12 号）

（前文）

文化芸術は、人々の心のよりどころとして安らぎと潤いを与え、創造力豊かな人間性をはぐくみ、人との交流や連帯感を深め、多様なものを認めあう心を養うことにより、活力と思いやりあふれる地域社会の実現と国際交流、世界平和に寄与するものである。

札幌は、先人による厳しい自然との共生や闘いの歴史を経て発展した豊かな自然と高度な都市機能が両立する日本有数の都市である。こうした自然環境や歴史の中において、情報に鋭敏な感性と進取の気風がはぐくまれ、多様な文化が重なり合い、既存の価値観にとらわれない独創性あふれる文化芸術が創造されてきている。

このような歴史的背景を尊重し、さらに将来にわたり活力ある地域社会の繁栄をもたらすためには、多様な文化芸術を享受できる環境をつくり、文化芸術を地域の産業としてはぐくみ、国内外に発信し、交流を促進することによって地域の魅力を高めていくことが必要である。

ここに、札幌市は、文化芸術に関する施策についての基本理念と方向性を明らかにし、文化芸術に関する施策を総合的に推進することにより、市民が心豊かに暮らせる文化の薫り高き札幌のまちづくりを目指していくことを決意し、この条例を制定する。

（目的）

第 1 条 この条例は、文化芸術に関する施策に関し、基本理念を定め、市の責務並びに市民及び事業者の役割を明らかにするとともに、文化芸術に関する施策の基本となる事項を定めることにより、文化芸術に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって市民が心豊かに暮らせる文化の薫り高きまちづくりに寄与することを目的とする。

（基本理念）

第 2 条 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、文化芸術に関する活動（以下「文化芸術活動」という。）を行う市民の主体性及び創造性が十分に尊重されなければならない。

2 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、文化芸術活動が個性豊かな活力ある地域社会の実現に欠くことのできないものであることに鑑み、文化芸術活動が活発に行われるような環境の整備が図られなければならない。

3 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、文化芸術の持続的な発展を促すため、人材の育成、文化芸術の発信・交流等の推進が図られなければならない。

（市の責務）

第 3 条 市は、前条の基本理念にのっとり、文化芸術に関する施策を総合的に策定し、及び計画的に実施するものとする。

（市民及び事業者の役割）

第 4 条 市民及び事業者は、文化芸術の創造の担い手として、主体性及び創造性を発揮するとともに、文化芸術活動を支援することを通じて、文化芸術を振興する役割を担うものとする。

（財政上の措置）

第5条 市は、文化芸術に関する施策を実施するために必要な財政上の措置を講じるよう努めるものとする。

（基本計画）

第6条 市長は、文化芸術に関する施策を総合的かつ計画的に実施するため、文化芸術に関する施策に関する基本的な計画（以下「基本計画」という。）を定めなければならない。

2 基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

（1）文化芸術に関する施策の推進に関する目標

（2）文化芸術に関する施策に係る基本的な方針

（3）前2号に掲げるもののほか、文化芸術に関する施策を総合的かつ計画的に実施するために必要な事項

3 市長は、基本計画を定めるに当たっては、市民の意見を適切に反映することができるよう必要な措置を講じなければならない。

4 市長は、基本計画を定めたときは、速やかにこれを公表しなければならない。

5 前2項の規定は、基本計画の変更について準用する。

6 基本計画は、情勢の変化に応ずるため、おおむね5年ごとに見直しを行うものとする。

（文化芸術に関する施策を推進する環境の整備等）

第7条 市は、文化芸術に関する施策の推進に当たっては、次に掲げる事項に係る環境の整備が重要であることに鑑み、これらの環境の整備を図るために必要な措置を講じるものとする。

（1）札幌の特性を生かした独創的な文化芸術が発展していくこと。

（2）市民が文化芸術を享受できること。

（3）文化芸術の担い手が育成されること。

（4）文化芸術が伝承されていくこと。

（5）文化芸術を通じて子どもの豊かな感性がはぐくまれること。

（6）文化芸術が地域の産業として育成されること。

（7）札幌の文化芸術が発信されること。

（8）国内外の文化芸術との交流が活発に行われること。

2 市は、市が行うあらゆる施策において、安らぎと潤いを与える文化芸術の視点に配慮して推進するよう努めるものとする。

（文化芸術活動に対する支援等）

第8条 市は、文化芸術活動に対する財政的支援を円滑に行うため、基金の活用その他必要な措置を講じるよう努めるとともに、市民、事業者等による文化芸術活動に対する資金的支援が活発に行われ、文化芸術活動に係る寄附文化が市民、事業者及び市の協働により醸成されていくために必要な環境の整備に努めるものとする。

（連携）

第9条 市は、文化芸術に関する施策を行うに当たっては、市、国及び他の地方公共団体、市民、事業者、芸術家等（文化芸術基本法（平成13年法律第148号）第16条に規定する芸術家等をいう。以下同じ。）及び文化芸術活動を行う団体、学校その他の教育研究機関等の間の連携が図られるよう配慮しなければならない。

（意見交換の仕組みの整備）

第10条 市は、市民、芸術家等、文化芸術活動を行う団体等の自由な発想が文化芸術に関する施策の推進に欠かせないものであることに鑑み、市とこれらの者とが、文化芸術に関する施策の推進に関し、互いに自由かつ率直に意見の交換を行うことができる仕組みの整備を図るものとする。

（委任）

第11条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

VI 札幌市文化芸術基本計画

札幌市文化芸術基本条例（平成 19 年条例第 12 号）第 6 条の規定に基づき策定する、文化芸術に関する施策を総合的かつ計画的に実施するための指針。

平成 21 年 3 月に第 1 期の札幌市文化芸術基本計画を策定後、文化芸術を取り巻く社会的背景などに対応し、平成 27 年 1 月に第 2 期、平成 31 年 6 月に第 3 期、令和 6 年 6 月に第 4 期基本計画を策定しました。

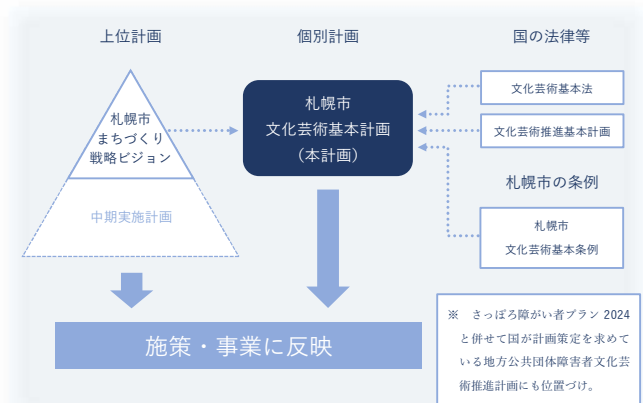
1 第 4 期基本計画策定の背景及び経緯

第 3 期札幌市文化芸術基本計画の計画期間（令和元年度（2019 年度）～令和 5 年度（2023 年度））終了に伴い、文化芸術基本法や文化芸術に関する戦略、計画などの考え方を踏まえた改定を行いました。第 4 期札幌市文化芸術基本計画（以下「本計画」という。）では、豊かな人間性の涵養や、創造力の育成といった文化芸術の本質的な価値の向上はもとより、文化芸術を教育、福祉、国際交流、まちづくり、観光など幅広い分野に活用することで、都市の魅力アップを図ります。

2 基本計画の位置付け

本計画は、令和 4 年度（2022 年度）に策定された札幌市の最上位計画「第 2 次札幌市まちづくり戦略ビジョン」を受けた個別計画に位置付けられるとともに、文化芸術基本法において策定が求められている地方文化芸術推進基本計画に当たります。

また併せて、さっぽろ障がい者プラン 2024 とともに、障害者による文化芸術活動の推進に関する法律（障害者文化芸術推進法）で策定が求められている地方公共団体障害者文化芸術活動推進計画にも位置付ける計画としています。



3 計画期間

令和 6 年度（2024 年度）～令和 10 年度（2028 年度）

4 第 4 期計画の見直しの方向性

- 人々の創造性を育む文化芸術の役割は今後も変わることなく心豊かな活力ある社会の形成に極めて重要な意義を持つものであることから、現行計画の基本的な考え方を土台としながらか見直しを進めました。
- コロナ禍を含めた札幌の文化芸術を取り巻く状況変化、国の「文化芸術推進基本計画」の変更点などを踏まえて計画の見直しを進めました。
- 計画期間中の取組にメリハリをつけるため重点的に取り組む項目を設定しました。

札幌市文化芸術基本計画（第4期）における文化振興施策について

ステージ1 機会の充実

施策1 多様な文化芸術に親しむ機会の提供

音楽、美術、演劇、メディアアートなどの文化芸術イベントを開催するとともに、年齢、障がいの有無、経済的な状況などにかかわらず、あらゆる人が文化芸術に容易に触れることができる場をつくり、多様な価値観を尊重し包摂的環境を推進する取組を進め、まちのにぎわいを創出していきます。

★ 重点取組事項

障がいのある方が多様な文化芸術活動に参加できる環境づくり

施策2 文化芸術のための施設の活用等

文化芸術施設は市民に感動と希望をもたらし、創造性を育み心豊かな生活を実現するための場であるとともに、社会参加の機会を開き、地域コミュニティの創造や再生、地域発展を支える場でもあるという点を念頭に置いて、施設を維持・運営します。

★ 重点取組事項

今後の大規模多目的ホールの在り方検討

ステージ2 未来への布石、育成、支援

施策1 子どもたちの文化芸術を体験する機会の充実

特に感受性豊かな子どもの頃から、文化芸術に親しみ、体験し、その楽しさや大切さを実感する様々な機会に触れることを通じて、芸術的感性や豊かな心、文化的な伝統を尊重する心を育んでいくことが必要です。学校や民間の文化芸術団体の活動とも連携し、文化芸術の未来を担う人材の育成を図ります。

★ 重点取組事項

学校と連携した子どもたちへの文化芸術に触れる機会の提供

施策2 文化芸術を支える土壌づくり

文化芸術の持続的な発展には、様々な関係者の間に入り事業全体の仕組みを調整するアートマネジメント人材をはじめとする人々が、文化芸術を支える環境が重要です。こうした様々な方の活動やつながりの場の創出、全国的に設置が進むアーツカウンシルの検討など、文化芸術を支える環境整備を継続して行います。

★ 重点取組事項

札幌に適したアーツカウンシル機能の検討

ステージ3 文化資源の保存・活用

施策1 文化遺産・自然遺産の保存と活用

市民が札幌の貴重な文化遺産や自然遺産の価値を十分に認識し、これを大切に保存、継承、発展させることが重要です。未指定も含めた文化財や伝統的な文化等の多様な魅力をまちづくりに積極的に活用し、地域のきずなを深める環境を整備していくことで、次の世代への橋渡しを行います。

★ 重点取組事項

（仮称）札幌自然史博物館の整備に向けた検討

施策2 札幌の文化芸術を通じた国内外への魅力発信

国内外の創造都市との連携・交流や、雪まつりなどの観光イベントと連動した取組を通じて、国内外の観光客等が文化芸術に触れる機会を増やし、国際都市としての魅力を一層高めます。また、SDGs 未来都市・札幌として文化芸術事業においても環境配慮に取り組み、都市のブランド力強化につなげていきます。

★ 重点取組事項

文化芸術イベントとその他のイベント等との効果的な連携の検討

ステージ4 文化資源の保存・活用

施策1 文化芸術の創造性を生かした他分野連携や新たなコンテンツ等の活用

文化芸術が持つ創造性を点から面への広げていくため、教育、まちづくり、福祉、経済など様々な分野との連携や、最新の科学技術や新しいコンテンツの活用などにより、まちの活性化や既存の観光資源の魅力向上を推進します。

★ 重点取組事項

マンガ等のポップカルチャーの活用や異ジャンル融合、異分野連携、その他実験的試みなど新たな文化芸術の可能性の探求や札幌国際芸術祭（SIAF）の実施（準備期間も含めた企業・経済との関わりを通じた創造性の醸成）

施策2 アーティスト支援の充実

文化芸術活動をさらに充実・発展させたいという意志を持つ地元個人・団体に発表の場やプロモーションの機会を提供するなど、アーティスト等がステップアップするための支援や新たなチャレンジを後押しする取組を行います。また世界中のアーティストから刺激を受け、札幌のアートがレベルアップできる環境を目指します。

★ 重点取組事項

アーティストの新たなチャレンジを後押しする支援の検討

令和7年度

さ っ ぽ ろ の 文 化 行 政

令和7年9月発行

市政等資料番号	01-D05-25-1851
広報印刷番号	—
関係部局保存期間	1年

編集・発行 札幌市市民文化局文化部

文 化 振 興 課 ☎211-2261

文 化 財 課 ☎211-2312

〒060-0001 札幌市中央区北1条西2丁目
札幌時計台ビル 10階